



令和7年 6月 11日

教頭先生

学 校 長 各 位

富山市長 藤 井 裕 久
(公 印 省 略)

「富山市犯罪被害者等奨学資金給付制度」について(ご案内)

薄暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から安全で安心なまちづくりの推進について多大なご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、犯罪行為により被害を受けた方やその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対し、奨学資金の給付制度を設けております。

つきましては、制度の概要についての資料を送付しますので、制度の活用について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

※手続きなどの詳細については、お手数ですが下記までご連絡ください。

(担当) 防災危機管理部
危機管理課 危機管理係
内田 五十嵐
電話 076-443-2052



犯罪被害者等奨学資金給付制度

犯罪被害にあった方、またはその家族が大学等に進学する場合の修学支援

富山市では、犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族または重傷病を負った方もしくはその家族のうち、富山県内の大学、短大、専門学校等に進学する方に対する奨学資金の給付制度を設けています。

支給対象者

犯罪行為により、父又は母が死亡した方や、高校等在学中に本人、父又は母が「重傷病」の診断を受け療養していた方で、高校等の教育課程を修了し、引き続き県内大学、短大、専門学校等へ進学する方。

※本人及び生計同一にあるすべての者が本市に居住していることが必要です。
※「重傷病」とは療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいいます。

支給期間

- ・ 犯罪被害が「死亡」の場合 : 大学等の修学年限まで ※年度更新有
- ・ 犯罪被害が「重傷病」の場合 : 大学等初年度のみ

給付額

- ・ 入学奨学資金 : 大学等への入学金の実費 (上限 **100,000**円/1回のみ)
- ・ 学費奨学資金 : 大学等の授業料に実費 (上限 **170,000**円/年度)

受付後内容を審査し、給付決定します。

申請窓口
。お問合せ先

住所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号
担当 富山市役所 防災危機管理部 危機管理課 (東館4階)
電話 443-2052 FAX 431-6265
HP <http://www.city.toyama.toyama.jp/>